

「ヤングケアラー」 を知っていますか



ヤングケアラーとは、病気や障がいのある家族や幼いきょうだいの世話、介護、家事などを日常的に担っている子どもや若者のことです。

家族の手伝い・手助けをするのは当然のことと思うかもしれませんが、しかし中には、年齢や成長段階に見合わない重い責任を負い、勉強や友だちとの時間、十分な睡眠などが確保できず、心身に大きな負担を抱えているケースがあります。多くの場合、「家族のことだから」「誰にも言えない」と一人で悩みを抱え込んでしまっています。

ヤングケアラーを孤立させないために、周囲の大人が気付き、声を掛け、必要に応じて支援につなげることが大切です。

●気付きのサイン

- ▷学校を休みがち
- ▷授業に集中できない
- ▷友だちと遊ぶ時間が少ない
- ▷家のことを心配して不安そうにしている

「少しの間だから」と子どもを家に残して外出することや、就寝中に大人が不在となることは、大きな危険を伴い、ネグレクトとされる場合があります。特に乳幼児や小学校低学年の子どもは自分で危険を避けることが難しく、ほんの少しの時間でも、火事や事故、けがなどにつながる恐れがあります。また、保護者の不在は、子どもに不安や孤独を強く感じさせます。外出が必要なときは、必ず誰かに見守りをお願いしてください。仕事や保護者の病気など、やむを得ない場合は、一時的に子どもを預かるサービスもあります。困ったときは、周りの人や支援機関に相談してください。

子どもを一人にしないで

子育てでイライラして、つい子どもにきつく当たってしまうこともあるかもしれません。家事や育児が大変なときは、周囲に頼ることも必要です。一人で抱え込まずに、子育てサービスの利用も検討しましょう。

また、話を聞いてほしいときは気軽に相談してください。誰かと話すことで、安心したり、気分転換できたりします。

●子育てサービスの利用

▽ファミリー・サポート・センターかすが
(ID 1001601)

▽一時預かり(ID 1001534)

●子育て仲間と話をしたいとき

▽毛勝・白水・須玖・光町児童センター

一人で頑張りすぎない子育てを

子どもたちや子育て中の保護者に優しいまなざしを向けてください。温かな一言や笑顔が、保護者にとって心の支えになることもあります。

地域で子育てを見守ろう

▽保育所(ID 1004143)・幼稚園(ID 1004144)のおさそい行事

▽地域の子育てサロン(ID 1001594)

●相談したいとき

▽かすが家庭センター(ID 1001080)
☎(584)1015
F(501)0051

▽主任児童委員、民生委員・児童委員
(ID 1001102)

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間

知らせよう あなたが あの子の声になる

児童相談所の相談対応件数は増加を続け、令和5年度は22万件を超えています。子どもの命が奪われるケースも後を絶ちません。

児童虐待のほとんどは、家庭という密室の中で起こります。周囲の人が虐待やその兆候に気付き、行動することで、守られる命があります。

※オレンジリボンは、子ども虐待をなくすことを呼び掛ける市民運動のシンボルマークです。

問い合わせ先 子育て支援課子ども相談担当
☎(584)1015 F(501)0051

児童虐待とは

◆身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、冬の戸外に閉め出すなど

◆性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

◆ネグレクト(育児放棄)

家に閉じ込める、食事を与えない、風呂に入れない、自動車の中に放置する、重い病気になつても病院に連れて行かないなど

◆心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV)など

虐待が子どもに与える影響

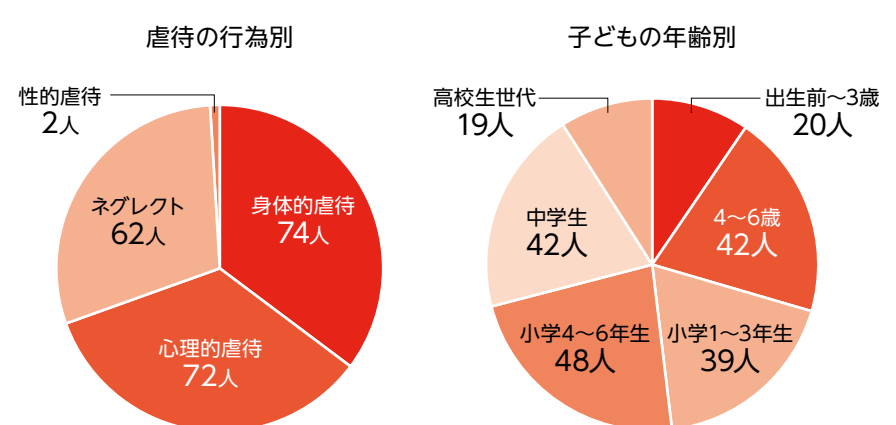
虐待は子どもの人権を著しく侵害するものであり、心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼします。

虐待を受けることで、外傷や発育不良、知的発達遅延などを引き起こすだけでなく、自己肯定感の低下、他人への不信、攻撃的な言動、精神疾患などにもつながり、将来にわたって生きづらさを感じるケースもあります。

市の現状

令和6年度に市が対応した、虐待を受けた子どもの数は、210人です。

らさを抱えるケースもあります。子どもへの体罰は法律で禁止されており、しつけと称しても決して許されません。



知ること、 行動のきっかけに

こども家庭庁ウェブサイト、児童虐待防止やヤングケアラーなどについてのさまざまな啓発や相談窓口の紹介を行っています。



▲児童虐待防止推進特設サイト



▲ヤングケアラー特設サイト

そして、もし少しでも虐待が疑われるときは、子どもを守るために、迷わず連絡してください。

●「虐待かも」と思ったら

虐待が疑われる子どもを発見したときは、通告の義務があります。通告元の情報を保護者に伝えることはなかつたとしても、通告者が責任を問われることはありません。その勇気が子どもを守り、悩みを抱える家族の支援につながります。

●連絡先 福岡児童相談所
☎189(いちやく)
☎0120(189)783(フリーダイヤル)